

令和8年度 国民健康保険税の計算方法

● 医療保険分 : 国保に加入している全ての方が対象。 賦課限度額 : 67万円

所得割	=	国保加入者の前年中の所得額	−	基礎控除額 430,000円	×	7.90%
均等割	=	国保加入者 1 人あたりにかかる額	:	27,400円		
平等割	=	1 世帯あたりにかかる額	:	29,200円 (特定世帯は14,600円) (特定継続世帯は21,900円)		

● 後期高齢者支援金分 : 国保に加入している全ての方が対象。 賦課限度額 : 26万円

所得割	=	国保加入者の前年中の所得額	−	基礎控除額 430,000円	×	1.95%
均等割	=	国保加入者 1 人あたりにかかる額	:	7,200円		
平等割	=	1 世帯あたりにかかる額	:	7,700円 (特定世帯は3,850円) (特定継続世帯は5,770円)		

● 介護納付金分 : 国保に加入している40歳以上65歳未満の方が対象。 賦課限度額 : 17万円

所得割	=	第 2 号被保険者の前年中の所得額	−	基礎控除額 430,000円	×	1.95%
均等割	=	第 2 号被保険者 1 人あたりにかかる額	:	8,100円		
平等割	=	1 世帯あたりにかかる額	:	6,800円		

● 子ども・子育て支援金分 : 国保に加入している全ての方が対象。 賦課限度額 : 3万円

所得割	=	国保加入者の前年中の所得額	−	基礎控除額 430,000円	×	0.29%
均等割※	=	国保加入者 1 人あたりにかかる額	:	1,500円		
18歳以上均等割	=	18歳以上国保加入者 1 人あたりにかかる額	:	100円		
平等割	=	1 世帯あたりにかかる額	:	900円 (特定世帯は450円) (特定継続世帯は675円)		

※18歳未満被保険者に賦課される均等割額（軽減が適用される場合は減額後の均等割額）は全額軽減

▶ 軽減判定

軽減対象になる世帯（医療分、後期分、介護分、子ども・子育て分ともに**均等割額と平等割額が軽減**になります。）

7 割軽減	総所得が「430,000円 + 100,000円 × (給与所得者等の数-1)」以下の世帯
5 割軽減	総所得が「430,000円 + 100,000円 × (給与所得者等の数-1) + 310,000円 × 被保険者数 (旧国保被保険者含む)」以下の世帯
2 割軽減	総所得が「430,000円 + 100,000円 × (給与所得者等の数-1) + 570,000円 × 被保険者数 (旧国保被保険者含む)」以下の世帯

- ・ 1 月 1 日に65歳以上で年金所得がある場合、公的年金所得から 1 5 万円を控除した後の所得で軽減判定します。（公的年金所得が15万円に満たない場合はその全額を差し引きます。）
- ・ 国保に加入していない世帯主（擬主）や、旧国保被保険者（国保から後期高齢者へ移行した方）の所得も軽減判定の際は対象となります。**未申告の場合は軽減されません。**

▶ 特定世帯・特定継続世帯に対する軽減

これまで国民健康保険であった方が後期高齢者制度に移行したことにより、同じ世帯に国民健康保険の加入者が 1 人だけとなった世帯（**特定世帯**）の医療分と後期分と子ども・子育て分の平等割を5年間2分の1軽減します。
また、特定世帯の期間が5年を経過した世帯（**特定継続世帯**）は、その後3年間医療分と後期分と子ども・子育て分の平等割を4分の1軽減します。（世帯主の変更を伴う異動があった場合は、軽減措置の対象外となります。）

▶ 未就学児のいる世帯に対する軽減

全世帯の未就学児を対象に、未就学児にかかる均等割を 2 分の 1 に減額します。
低所得世帯の軽減（7 割・5 割・2 割軽減）に該当する場合は、軽減適用後の均等割額をさらに 2 分の 1 減額します。